

宮城県遠洋漁業燃油価格激変緩和対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 宮城県（以下「県」という。）は、急騰した燃料費の一部を支援することにより燃油価格激変の影響を緩和するため、予算の範囲内において、宮城県遠洋漁業燃油価格激変緩和対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業実施主体、補助対象期間、補助金の額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることはできない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
- (2) 県税に未納がある者。
- (3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者。

3 知事は、前項第2号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）が、漁業経営セーフティネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産水産事務次官依頼通知）の第4の（1）に定める漁業用燃油価格安定対策事業（以下、「漁業経営セーフティネット構築事業」という。）を実施し、漁業経営セーフティネット構築事業に加入していることが分かる書類。もしくは令和7年度に漁業経営セーフティネット構築事業への加入を誓約する誓約書（別記様式第2号）
- (3) 納税証明書（税目は全ての県税。ただし、漁業団体が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 補助事業に要する経費の減少である場合
 - ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第5号による実績報告書を知事が別に定める日までに提出するものとする。ただし、交付申請時において既に事業が完了している場合は、交付決定日を事業完了日として読み替えるものとする。

(実績報告の添付書類)

第7条 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金事業実績書（別記様式第3号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付する。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第9条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月9日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。
- 3 この要綱は、令和5年5月31日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年3月4日から施行する。

別表

事業実施主体	<p>1 以下の（１）（２）の条件を満たす者。</p> <p>（１）県内に住所を有する者又は、事業所の所在を有する者。</p> <p>（２）漁業経営セーフティネット構築事業に加入している若しくは令和7年度に加入することを誓約する者。</p> <p>2 1に定める者が所属する漁業団体。</p>
補助対象期間	<p>漁業経営セーフティネット構築事業の燃料油価格激変緩和対策事業相当額の補填の対象となる期間のうち、別に定める期間。</p> <p>※申請する年度の4月1日まで遡及することができる。</p>
補助金の額	<p>遠洋漁業の操業に当たって、国外の港又は洋上において漁船に給油した（国内で積載した漁業用燃油を洋上において給油する場合を除く）漁業用燃油の購入量に、県が四半期毎に別に定める単価を乗じた金額。</p> <p>【県が定める単価の算出の参考】</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第1第6項（2）の②に規定する水産庁長官が別に定める額から国が負担した額を除いた額。</p>